

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

ワイン造りを核とした地域産業の振興による雇用創造事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道中川郡池田町

### 3 地域再生計画の区域

北海道中川郡池田町の全域

### 4 地域再生計画の目標

池田町は、北海道十勝平野の中央やや東寄りに位置し、人口 6,886 人（平成 27 年国勢調査速報値）、面積 371.79 km<sup>2</sup>で、農業を基幹産業としたまちづくりを進め、地域産業の 6 次産業化の先駆けであるワイン事業に町が取り組み、雇用創出や観光産業に多大な効果を発揮してきた。

しかしながら、近年、少子・高齢化による人口減少、景気の低迷等による地場産業の停滞、郊外への大型店出店による中心商店街の空洞化など、本町を取り巻く環境は非常に厳しく衰退の危機を迎えている。

そのような中、本町のワイン事業は、ブドウ栽培による農業振興を目的として開始した事業であるが、行政が主導し主体的に実施してきたことから、原料ブドウの生産が町営圃場中心となり、農業振興は道半ばと言える。

このことを踏まえ、まちづくり、住民福祉等に対しさらに成果が上がるような取り組みが必要であり、可能性もあることから事業の根幹となるブドウ栽培を中心に、これまで以上に民間活力を投入した実施体制を目指し、官民協働のもと、ワイン事業が雇用創出、移住促進、福祉等の町施策に波及され、住民福祉の向上に貢献することを目指すものである。

## 【数値目標】

	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3
ワイン等製品売払収益額	868,000 千円	894,040 千円	920,861 千円	957,695 千円	1,000,000 千円
新規就農者数（後継者就農を含む。）	年5人	年5人	年5人	年5人	年5人
新規起業件数	年1件	年1件	年1件	年1件	年1件
人口の社会増（減少の抑制）	▲22人	▲22人	▲22人	▲22人	▲22人

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本町における雇用環境は、少子高齢化の進行、町外への人口流出の増加により地域産業全体が衰退し雇用の場が減少している状況にあることから、新たな雇用の場の創出が必要不可欠であるが、町内の中小事業者は、独自に新たな雇用機会を増やすほどの体力を持ち合わせていないのが実情である。また、農業においても、町の基幹産業と位置付けてはいるものの、若者の農業離れ、農家の高齢化と後継者不足などといった課題がある。

このことから、池田町がこれまで行ってきた「ワイン造りを核としたまちづくり」を更に推進し、本町が有する地域資源を活用しながら官民協働により新たな雇用の場を構築し、地域産業の活性化と雇用の創出を図り、地域の再生を目指すものである。

具体的には、農業経営基盤の強化や町内の中小事業者向けの研修などによる人材育成、新製品、新技術の開発に係る研究から販路拡大までの事業段階に対しての幅広い支援を行い、農業者、町内事業者の経営体質の強化や安定を図る。また、寒冷地で栽培ができるブドウを品種改良・選抜し、開発することで、遊休農地の有効活用を図り、農業者の所得向上や高齢者、障がい者等の雇用の場の確保に繋げる。

さらには、ブドウ栽培拡大のため、町内ブドウ栽培生産拠点法人の設立等新たな生産体制を構築し、ワインの原料ブドウの安定供給を図り、高付加価値ワインを開発し、収益性を高める。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 地方創生推進交付金【A3007】

#### 1 事業主体

北海道中川郡池田町

#### 2 事業の名称及び内容：ワインのまち・いけだ推進プロジェクト 強化事業

本事業は、寒冷地に適したブドウ品種の選抜、苗木生産体制の拡充、ブドウ生産者への技術指導の強化などブドウ栽培基盤の整備を行い、農業者、民間事業者を主体としたブドウ生産拠点法人の設立や新規就農受入体制の構築を図り、新たな雇用の場を創出し、人口の減少を抑制する。

また、市場のニーズに基づいた本町の特徴を生かした付加価値の高いワイン製品を開発し、域外からの外貨を稼ぐとともに、農業と移住促進、福祉等の町施策と連携し、地域経済の再生を図るものである。

#### 3 事業が先導的であると認められる理由

##### 【官民協働】

- ・ワイン事業において、行政がワイン製造・販売を引き続き行うことで事業の安定化を確固たるものとし、その上で、原料ブドウ栽培においては、行政は研究・指導を中心とする役割に移行し、ブドウ生産において民間活力を活かし、農業者の所得向上、雇用の創出を図る。

##### 【政策間連携】

- ・ブドウ栽培といった農業政策において、新規町内生産拠点法人の運営に携わる人材を養成するとともに、関係機関による法人化検討を進め、その収益性を背景に、福祉政策をはじめ様々な政策連携を図ることで、障がい者の雇用の場の創出、都市部の人材が田舎に魅力を見出せる環境が構築され、人口減少の抑制に繋がる。

##### 【地域間連携】

- ・池田町が、品種選抜、苗木生産事業化を図り、その苗木提供、栽培指導を行うことが、道内で新たにブドウ栽培、ワイン製造を目指す

事業者の支援となり、北海道一帯が、ワイン産地として発展することに寄与する。

【自立性】

- ・ワイン販売によって池田町が収益性を高めることで、原料調達を行う生産者（新規ブドウ生産拠点法人を含む）、管理圃場委託を行う事業者（福祉法人等）の安定収入となり、自立性につながる。

4 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

	H29.3	H30.3	H31.3
ワイン等製品売払収益額	868,000 千円	894,040 千円	920,861 千円
町内民間ブドウ圃場面積	752 ㍍ <sup>2</sup>	812 ㍍ <sup>2</sup>	912 ㍍ <sup>2</sup>
福祉事業者に対するブドウ圃場管理等の委託額	3,000 千円	3,500 千円	4,000 千円

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度事業終了後6月頃に、事業の進捗状況や目標達成状況を池田町行財政改善推進委員会に報告し、検証・改善のための議論を行い、検証結果報告をまとめる。また、その結果を議会の常任委員会等で説明し意見をもらい、必要に応じて池田町総合戦略及び池田町総合計画実施計画に反映させる。検証結果は、町HPで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 41,428千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3ヵ年度）

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 産業活性化支援事業

- ・事業の概要：中小企業の活性化に資するため、人材育成に係る経費、町内で新たに事業を開始する場合に係る経費、新製品開発や研究から販路拡大までの事業段階に対して幅広く支援し、製品の高付加価値化や生産性向上による企業活動の活性化を図る。

- ・事業主体：池田町

- ・事業期間：平成25年4月から平成31年3月

#### (2) 地域おこし協力隊推進事業

- ・事業の概要：人口減少や高齢化等が進行している本町において、都市地域から人材を積極的に誘致し、その人材の定住・定着を図るとともに、地域における活動によって、地域の活性化や産業振興等を図る。

- ・事業主体：池田町

- ・事業期間：平成27年4月から

#### (3) 乳用牛及び和牛増頭支援事業

- ・事業の概要：乳用牛又は和牛の増頭、生産奨励等のため、農業者に対して補助金を交付する。また、農協が乳用牛又は和牛の増頭、生産奨励等のため、農業者に対して行う融資に対し、事業資金を町が農協に貸し付け、地域における畜産資源の維持拡大を図り、農業者の経営体質の強化及び安定並びに地域経済の活性化を図る。

- ・事業主体：池田町、十勝池田町農業協同組合、十勝高島農業協同組合

- ・事業期間：平成25年4月から平成30年10月

#### (4) ブドウ栽培振興奨励事業

- ・事業の概要：池田町において醸造用ブドウ栽培を行う農家に対し、奨励金等を交付することにより、醸造用ブドウ栽培の振興と栽培農家の経営の安定を図る。

- ・事業主体：池田町
- ・事業期間：昭和46年から

#### (5) 新規就農者支援育成事業

- ・事業の概要：本町の区域内において新たに農業を営もうとする新規就農者に対して必要な支援を行い、もって本町農業の振興と農業農村地域の活性化を図る。
- ・事業主体：池田町
- ・事業期間：平成11年4月から

### 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

#### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

事業の進捗状況や目標達成状況を池田町行財政改善推進委員会に報告し、検証・改善のための議論を行い、検証結果報告をまとめる。また、その結果を議会の常任委員会等で説明し意見をもらい、必要に応じて池田町総合戦略及び池田町総合計画実施計画に反映させる。

#### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価の時期は、毎年度事業終了後6月頃に実施する。

目標1：ワイン等製品売払収益額

- ・売払収益額については、毎年度の池田町ブドウ・ブドウ酒研究所の決算額から把握する。

目標2：新規就農者数（後継者就農を含む。）

- ・町が毎年度末時点の新規就農者数を農業委員会、農協等に照会し、把握する。

目標3：新規起業件数

- ・町が毎年度末時点の新規起業件数を税務課、商工会等に照会し、把握する。

目標4：人口の社会増

- ・町が毎年度末時点の人口の社会増（社会減の抑制）を住民基本台帳から把握する。

	関連事業	平成 27 年度 基準年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 中間年	平成 31 年度	平成 32 年度 最終目標
目標 1：ワイン等製品売払収益	・ワインのまち・いけだ推進プロジェクト強化事業 ・ブドウ栽培振興奨励事業	860,000 千円	868,000 千円	894,040 千円	920,861 千円	957,695 千円	1,000,000 千円
目標 2：新規就農者数（後継者就農を含む。）	・ワインのまち・いけだ推進プロジェクト強化事業 ・新規就農者支援育成事業	6 人	年 5 人	年 5 人	年 5 人	年 5 人	年 5 人
目標 3：新規起業件数	・ワインのまち・いけだ推進プロジェクト強化事業 ・産業活性化支援事業 ・地域おこし協力隊推進事業	5 件	年 1 件	年 1 件	年 1 件	年 1 件	年 1 件
目標 4：人口の社会増（減少の抑制）	・ワインのまち・いけだ推進プロジェクト強化事業 ・産業活性化支援事業 ・地域おこし協力隊推進事業 ・乳用牛及び和牛増頭支援事業 ・ブドウ栽培振興奨励事業 ・新規就農者支援育成事業	▲ 41 人	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 22

### 7-3 目標の達成状況に係る公表の方法

町ホームページにおいて、毎年 7 月頃に公表する。